

熱海市伊豆山地内の土石流発生箇所付近の土地改変行為④⑤⑥

(くらし環境部建築安全推進課・廃棄物リサイクル課)

1 概要

- ④土石流発生箇所北側の隣接地では、熱海市への権限移譲後であるため、都市計画法及び宅地造成等規制法のに基づき、市に申請がされ、許可されている。
- ⑤土石流発生箇所北側の隣接地では、都市計画法及び宅地造成等規制法のに基づき、県熱海土木事務所に申請、許可され、完了している。
- ④、⑤については、手続きは、適正に行われていた。
- ⑥土石流発生箇所南側の隣接地では、産業廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて2009年頃から県東部健康福祉センターが指導している。

2 経緯

土地改変行為⑥

日付	内容
2009～	A社が解体した際に生じたがれき類をA社の土地(⑥の場所)に仮置きしたことを確認した。廃棄物処理法に基づき、東部健康福祉センターがこのがれき等の撤去を同社に指導を開始した。
2013～	⑥の土地を取得した者が、廃棄物を撤去する意思を示したため、同者を指導対象に加え、廃棄物処理法に基づき、東部健康福祉センターは同者に対して撤去を指導継続中。